

広報

とみおか

2015.3月 お知らせ版



町立富岡幼稚園修了式(2009年)

平成27年度 帰還困難区域への立入りについて

原子力災害現地対策本部から、平成27年度国主導による一時立入りのスケジュールが示されましたのでお知らせいたします。

なお、一時立入り開始日前に「帰還困難区域」への立入りを行う必要がある場合には、生活支援課 避難生活支援係までご相談ください。

一時立入り開始までのスケジュール

- 〈3月下旬〉一時立入り申込みのご案内資料を発送
- 〈4月上旬〉コールセンター開設・予約受付開始
- 〈4月中旬〉平成27年度の一時立入り開始

※具体的なスケジュールや詳細が決定した際は、広報紙及びホームページ等でお知らせいたします。

バスによる一時立入り

平成26年度同様、5月～12月・3月の年9回を予定しています。

生活支援課 避難生活支援係

帰還困難区域における特別通過交通制度の改定について

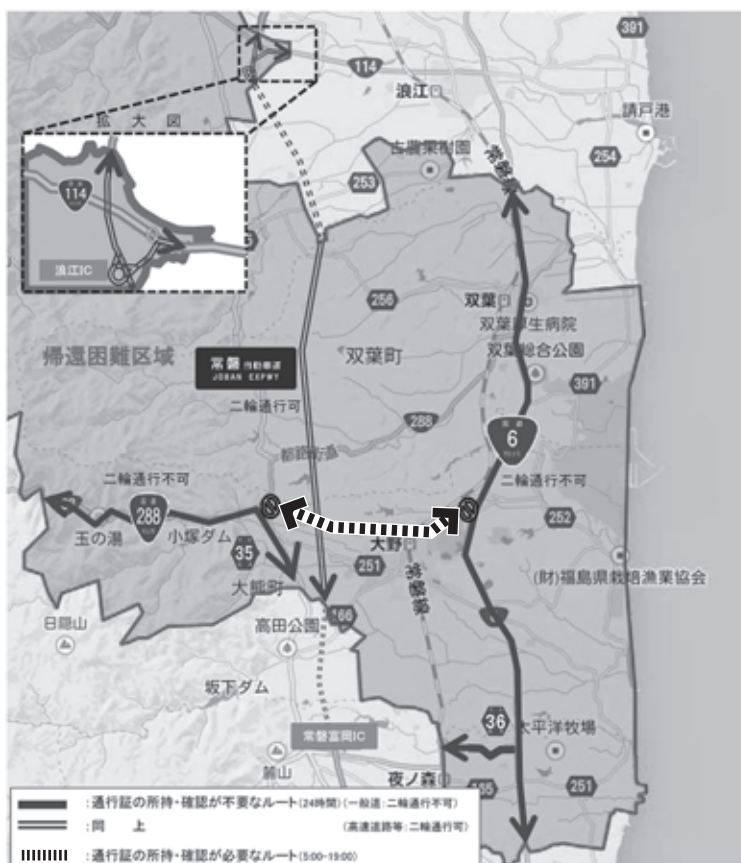
平成27年3月1日の常磐自動車道全線開通に伴い、帰還困難区域を通過する常磐富岡ICから浪江IC間が、特別通過交通制度の対象ルートに追加されました。この区間は、通行証の所持・確認を要せずに通行することができます。

また、特別通過交通制度の対象ルートであった、国道288号線から県道35号線の一部区間(中屋敷ゲート～野上橋ゲート)が自由通行化されました。

【注意】

- ・自動二輪・原動機付自転車・軽車両及び歩行者は、国道288号線から県道35号線の一部区間を通行することができません。
- ・15歳未満の方、妊婦及び授乳中の方は、無用な被ばくを避けるため不要不急の通行はお控えください。

生活支援課 避難生活支援係



東京電力の損害賠償における 家財個別賠償に関する請求書類発送受付の開始について

現在、世帯人数・世帯構成に応じて定額の賠償(定型賠償)が実施されている家財賠償ですが、避難区域内で所有している家財の損害合計金額が定型賠償の金額を超えた場合に、その超過分を賠償する「家財個別賠償(個別賠償)」に関する請求書類の発送受付が開始されました。

東京電力は、定型賠償か仏壇賠償のいずれかに合意をしている方を対象に賠償概要や請求手順をお知らせするダイレクトメールを、平成27年2月25日から順次発送しています。内容をご確認いただき、個別賠償請求書類の発送を希望される方は、下記「財物ご相談専用ダイヤル」にご連絡ください。

請求対象者	以下の①、②を満たす方 ①家財定型賠償に合意している方 ②避難区域内で所有している家財の損害合計金額が定型賠償の金額を超える方
個別賠償対象家財	事故発生以降、持ち出すことができずに富岡町内の住宅に残されている家財
請求書類取得方法	下記「財物ご相談専用ダイヤル」にご連絡ください。
その他詳細	定型賠償か仏壇賠償のいずれかに合意している方を対象に送付されているダイレクトメールをご確認いただくか、下記「財物ご相談専用ダイヤル」までお問合わせください。

☎東京電力株式会社 福島原子力補償相談室「財物ご相談専用ダイヤル」
☎0120-926-596(9:00~21:00)

金融庁と財務局から大切なお知らせ

東日本大震災により住めなくなった住宅のローンは残っていませんか?

「個人版私的整理ガイドライン」を利用することにより、一定の要件を満たすと住宅ローンなどの免除を受けることができます。

【メリット】

- ①個人信用情報の登録などの不利益を回避できる。
- ②国の補助により、弁護士費用がかからない(運営委員会に登録された弁護士に限る)。
- ③手元に残せる現預金の上限が500万円を目安に拡張されている。義捐金等は、上記500万円とは別に手元に残すことができます。詳しくは、下記までお問合わせください。

☎個人版私的整理ガイドライン運営委員会
☎024-526-0281(平日9時~17時)

自家用野菜等栽培自粛のお願い

富岡町では、町内で栽培された野菜類の摂取・出荷を制限されており、モニタリングによる安全性の確認もできておりません。

このため、除染された農地であっても、町内全域(避難指示解除準備区域・居住制限区域・帰還困難区域)において、自家用を含む野菜類等の栽培を自粛されますようご協力をお願いいたします。

☎福島県相双農林事務所 双葉農業普及所
☎0240-23-6474
産業振興課 農林水産係
☎0120-33-6466

富岡町役場連絡所 大広間の開放について



現在、防護服の配布や線量計の貸出業務等を行う富岡町役場連絡所(下郡山集会所)では、一時帰宅をされる方の待合スペースとして大広間を開放してまいります。一時帰宅時の待ち合わせや休憩所としてご利用ください。

なお、大広間の貸切や長時間の使用はできません。また、駐車スペースには限りがありますので、あらかじめご了承ください。

▼開放時間
午前9時~午後3時まで
☎生活支援課 避難生活支援係

放射性セシウム濃度測定日のお知らせ

【ゲルマニウム半導体式核種分析装置(検出限界目標1ベクレル)】
20ベクレル以下の小さい値も検出でき、富岡町では1ベクレル検出を目標に定め、測定しています。

受付月	測定日	測定場所
3月受付分	4月13日(月) 4月24日(金)	富岡町役場庁舎 (本岡字王塚)
4月受付分	5月7日(木) 5月18日(月)	
5月受付分	6月8日(月) 6月22日(月)	

※富岡町内の水・土壌・果樹等を測定します。
※詳細は、申込まれた方へ毎月初旬にご連絡いたします。

▶申込み先 富岡町役場産業振興課
☎0120-33-6466

【簡易放射能分析装置(検出限界値 約20ベクレル)】

20ベクレル以上の放射能を検出します。

実施施設	申込み先
富岡町役場郡山事務所 いわき支所 大玉出張所	富岡町コールセンター ☎0120-33-6466
三春ベクレルセンター (三春の里敷地内)	

※各施設で予約を受け付けております。申込み先へご連絡いただいた際に、ご希望の実施施設をお選びください。

いわき支所からのお知らせ

富岡町役場いわき支所では、平成27年4月1日より「転入・転出・転居」の届出受付を開始いたします。

今後も支所機能の充実と利便性を図るため、いわき支所において取扱う窓口業務を順次拡大していきますので、町民の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

☎富岡町役場 いわき支所

三春出張所からのお知らせ

富岡町役場三春出張所では、平成27年4月から土曜日の開庁日が警備員による対応となります。

つきましては、各種手続きや水道使用負担金の納付ができなくなりますので、町民の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

☎富岡町役場 三春出張所

広報とみおか 送付先についてのお知らせ

平成27年2月6日発行の広報とみおか2月号より、広報紙が同じご住所にお住まいのご家族へ重複して送付されるケースが発生しております。これは、このほど行われた富岡町避難者管理システムの変更により生じているもので、今後は広報紙発送に係るデータを精査させていただき、送付先や部数の見直しを行ってまいります。

なお、今まで広報紙が届いていたのに届かなくなった、または広報紙は不要なのに届くようになったなどの方がいらっしゃいましたら、お手数でも下記の電話番号までご連絡をいただきますようご協力をお願いいたします。

☎企画課 広聴広報係 ☎0120-33-6466

平成27年度狂犬病予防定期集合注射の実施について

平成27年度の富岡町狂犬病予防定期集合注射を下記の日程で実施いたします。

いわき市	4月20日(月)	10:10~10:40	好間応急仮設住宅
		11:35~12:05	泉玉露応急仮設住宅
		14:00~14:20	下高久応急仮設住宅
郡山市	4月21日(火)	9:00~ 9:20	緑ヶ丘東7丁目応急仮設住宅
		9:50~10:20	南1丁目応急仮設住宅(B棟川内村南1丁目集会所前)
		11:05~11:45	富田若宮前応急仮設住宅(F棟川内村若宮前集会所前)
大玉村	4月21日(火)	14:45~15:05	安達太良応急仮設住宅
三春町	5月11日(月)	9:25~ 9:35	柴原萩久保応急仮設住宅
		10:10~10:20	もみじ山応急仮設住宅
		13:30~13:40	熊耳応急仮設住宅
		14:00~14:10	平沢応急仮設住宅

【注射のみの方】 2,650円(平成27年度も注射済み交付手数料が免除されます)

【新規登録される方】 3,000円(登録手数料) ※注射代は別途

- ①犬の登録は生涯一回です。犬を飼い換えた場合は、新たに登録をしなければなりません。
- ②犬の死亡・失踪・飼主情報に変更がある場合は、その都度届出が義務となっていますので富岡町役場生活環境課までご連絡ください。
- ③双葉郡内の他町村が行う集合注射会場でも注射が受けられます。この場合、4月上旬頃に富岡町から送付される「狂犬病予防定期集合注射実施通知兼登録証明書ハガキ」が必要です。日程については、富岡町役場生活環境課までご連絡ください。
- ④集合注射会場での予防注射が困難な方は、平成27年6月30日(火)まで最寄の動物病院で個別に接種し、注射証明書を役場(支所または各出張所)まで提出してください(郵送可)。
- ⑤動物病院で個別に注射する場合は、病院によって費用が異なりますので事前に各病院へ電話でお問合わせください。

◇飼い犬の所在地変更について◇

富岡町の仮設住宅がある市町村以外で集合注射を実施するのが困難な状況にあります。

現在避難している市町村に犬の住所変更をすると、避難先の集合注射会場で注射を受けられるなどのサービスがあります。なお、町民の方が住所変更をする必要はありません。

飼い犬の住所変更は避難先市町村の畜犬担当窓口で申請し、富岡町に畜犬登録がされていれば無料で変更できます。申請の際は、富岡町の畜犬登録鑑札を持参してください。

ご不明な点がございましたら、富岡町役場生活環境課までお問合わせください。

富岡町役場生活環境課 環境衛生係



この印刷物は、FSC®の基準に従って認証され、適切に管理された森からの木材を含んだ用紙を使用して印刷しています。



発行／富岡町
編集／富岡町役場企画課広報係

〒963-0201 福島県郡山市大槻町字西ノ宮48-5
TEL: 0120-33-6466 FAX: 024-961-3441

富岡町公式ホームページ <http://www.tomioka-town.jp/>
富岡町公式フェイスブック <http://www.facebook.com/town.tomioka.fukushima>

Eメールは富岡町公式ホームページの「メールはこちら」をクリックし、各課までお送りください。

